

悪質ホストクラブ対策に関する報告書

令和6年12月
悪質ホストクラブ対策検討会

目 次

第1	はじめに	1
第2	ホストクラブをめぐる現状	2
1	ホストクラブの風営適正化法上の位置付けと営業状況	2
2	悪質ホストクラブによる被害の実態	4
第3	規制の方向性	9
1	風営適正化法上の規制の考え方（総論）	9
2	売掛金、立替金等の蓄積の防止策	11
3	売掛金、立替金等の悪質な取立ての防止策	13
4	売春、性風俗店勤務等のあっせんへの対応	15
5	悪質な営業を営む者の処罰やその排除の在り方	18
6	その他の問題	25
第4	おわりに	27
参考資料1	悪質ホストクラブ対策検討会 委員名簿	28
参考資料2	悪質ホストクラブ対策検討会 開催状況	29

第1 はじめに

昨今、いわゆるホストクラブにおいて、入店時の説明とは異なる高額な料金の請求を行ったり、飲酒による酩酊やホストへの恋愛感情等を利用して女性客に高額な注文を行わせたりする、悪質な行為が観取されている。

また、高額な請求に対し、直ちに支払ができない女性客が売掛金、立替金等の名目で多額の借金を負わされ、当該借金の返済のために売春をさせられたり、性風俗店で稼働させられたりするといった事案が発生している。こうした、社会経験が未熟な女性や困難な問題を抱える女性の弱い立場に付け込んだ悪質な行為が、大きな社会問題となっている。

ホストクラブは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）で規制されているところ、その改正も含まれた効果的な対策が望まれるところである。

このような状況を踏まえ、各方面の専門家により悪質ホストクラブ対策について検討を行うため、令和6年7月、警察庁により本検討会が設置された。

本検討会は、令和6年7月から同年12月までの間に計5回にわたり開催された。被害者支援団体や、繁華街の事業経営者、関係省庁等から広くヒアリングを実施し、それらを基に、各回とも各委員から率直な意見が述べられ、精力的な議論が展開された。

本報告書は、本検討会における議論とあるべき規制の方向性を取りまとめたものである。

第2 ホストクラブをめぐる現状

1 ホストクラブの風営適正化法上の位置付けと営業状況

(1) ホストクラブの風営適正化法上の位置付け

いわゆるホストクラブには明確な定義があるわけではないが、ホストが「接待^{*1}」をして客に遊興又は飲食をさせる営業形態であり、風営適正化法第2条第1項第1号の「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」（以下「1号営業」という。）に該当する。

この1号営業には、ホストクラブ以外に、いわゆるキャバクラ、スナック等が含まれることとなる。

【図1】 風営適正化法の目的

(目的)

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

善良の風俗の保持

国民の健全な道義観念により人の欲望を基盤とする風俗生活関係を善良の状態に保持すること。

清浄な風俗環境の保持

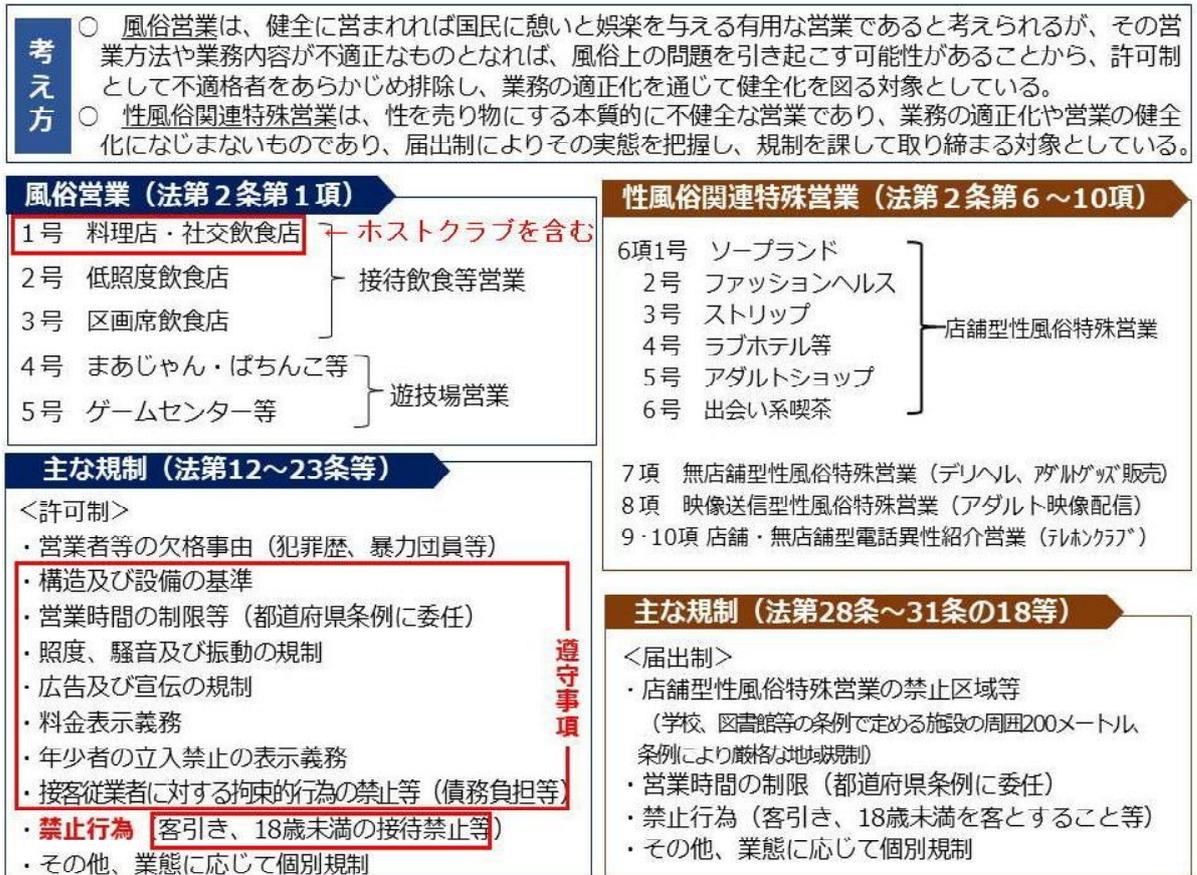
様々な風俗生活関係から形成される地域の風俗環境その他社会の風俗環境を清浄な状態に保持すること。

少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止

発展途上にある少年の心身に有害な影響を与え、その健全な成長を阻害する効果をもたらす行為を防止すること。

*1 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと。

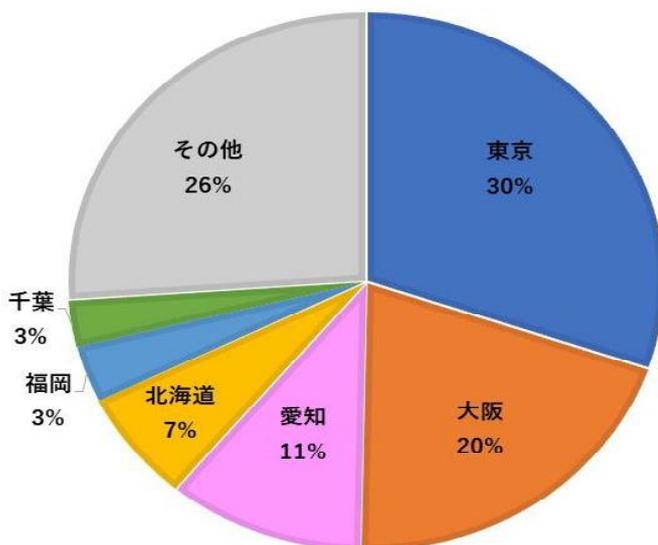
【図2】風営適正化法の概要



(2) 営業状況

警察庁において調査したところによると、令和6年4月時点で、ホストクラブに当たるとみられる1号営業の営業所は、全国でおおむね1,000店舗存在し、そのうちの約30%が東京、約20%が大阪に所在しており、大都市に集中している。

【図3】ホストクラブの営業状況（所在地）



2 悪質ホストクラブによる被害の実態

昨今、いわゆる悪質ホストクラブの女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、その支払のために国内外で売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が発生し、社会問題化しており、以下のような被害の実態が見られる。

(1) 相談の実態

① 女性相談支援センターへの相談状況

厚生労働省によると、女性相談支援センターにおいては、悪質ホストクラブ等に関する相談を月に30件前後受理している。女性相談支援センターでは様々な相談に対応するほか、内容に応じて、消費生活センター、日本司法支援センター及び都道府県警察等の専門機関につなぐといった支援を行っている。

【図4】女性相談支援センターにおける悪質ホストクラブ等に関する相談受付件数

女性相談支援センター（旧婦人相談所）における悪質ホストクラブ等に関する
相談受付件数について

(単位：件)

	女性相談支援センターで受けた相談件数 (相談者別延べ件数)				「女性相談支援センターで受けた相談件数」のうち電話相談のみで他機関につなぐ対応を終えた件数	「女性相談支援センターで受けた相談件数」のうち他機関等へつないだ件数 (つなぎ先が複数ある場合は、それぞれの機関に計上)						
	本人	親	その他 (不明を含む)			消費生活センター	日本司法支援センター (法テラス)	都道府県警察	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	女性相談支援センターにおける一時保護(一時保護委託を含む)	その他(女性相談支援員、市町村、福祉事務所等)	
令和5年12月	31	17	12	2	9	10	14	14	1	1	1	
令和6年1月	30	15	12	3	8	13	13	15	2	0	7	
2月	18	12	5	1	4	7	6	10	0	0	4	
3月	19	12	5	2	8	9	3	5	0	0	3	
4月	24	8	12	4	5	7	9	11	0	0	6	
5月	29	8	19	2	12	7	6	10	0	0	7	
6月	35	19	13	3	7	10	10	14	0	0	9	
7月	37	20	12	5	16	8	5	12	0	0	9	
8月	39	18	9	5	9	14	15	16	0	1	13	
9月	26	13	7	6	15	3	4	9	0	0	3	
10月	30	20	6	4	9	13	7	14	2	0	8	

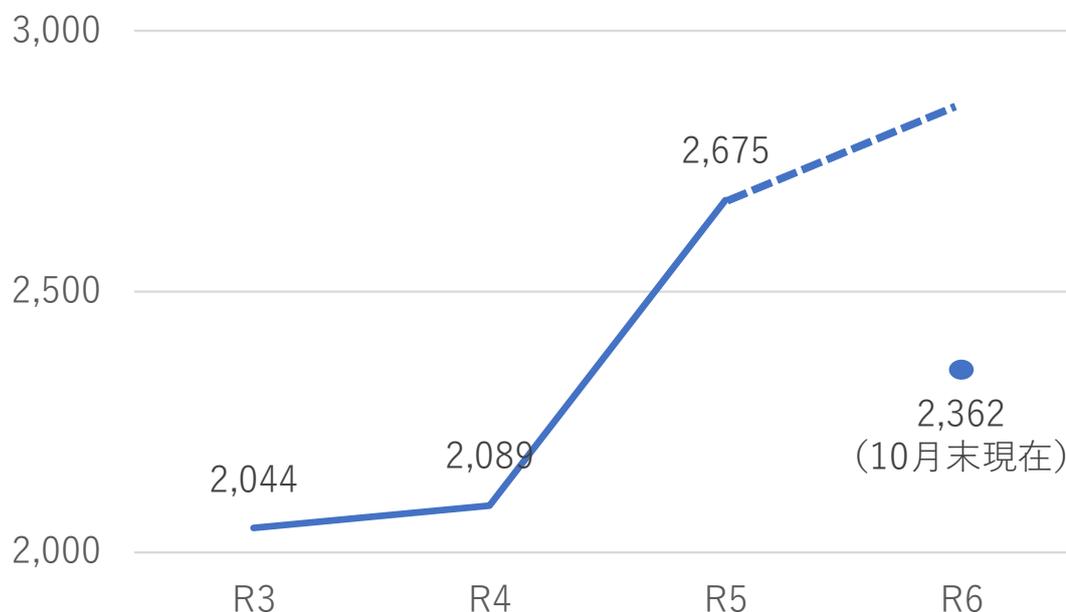
(厚生労働省女性支援家調べ)

② 警察への相談状況

②-1 警察への相談件数

警察庁によると、警察においても、近年、悪質ホストクラブに関する相談が増加している。

【図5】 全国警察におけるホストクラブ関係の相談受理件数



②-2 警察への相談事例

相談の具体例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 相手方（元交際相手）が働くホストクラブに行きました。そこでお酒を飲み、私は酔っ払っていたのですが、知らない間に相手方に勝手にシャンパンを注文されました。私は自分で頼んでいないから飲まなかったのですが、会計の際〇〇万円を請求されました。私はここで払わないと売掛になったり大事になると思ったので、その金額を支払うことにしました。
- ソープランドの稼ぎだけでは、ホストにつき込むお金が足りなくなりました。するとホストは私に、ホストクラブの近隣の建物で立ちんぼ^{*2}をするように言うてきました。私はホストに気に入られたくて、ホストに言われたとおり、立ちんぼをしてお金を稼ぐようになったのです。お金が足りなくなった私にホストは、「立ちんぼして稼いでる子もいっぱいいる。ソープより稼ぎがある。立ちんぼ終わってから店にお金持ってこれる」などと、私に立ちんぼでお金を稼いで持ってくるように迫ったのです。

*2 街頭で売春の客待ち等を行うこと。

(2) 検挙の実態

① 検挙状況

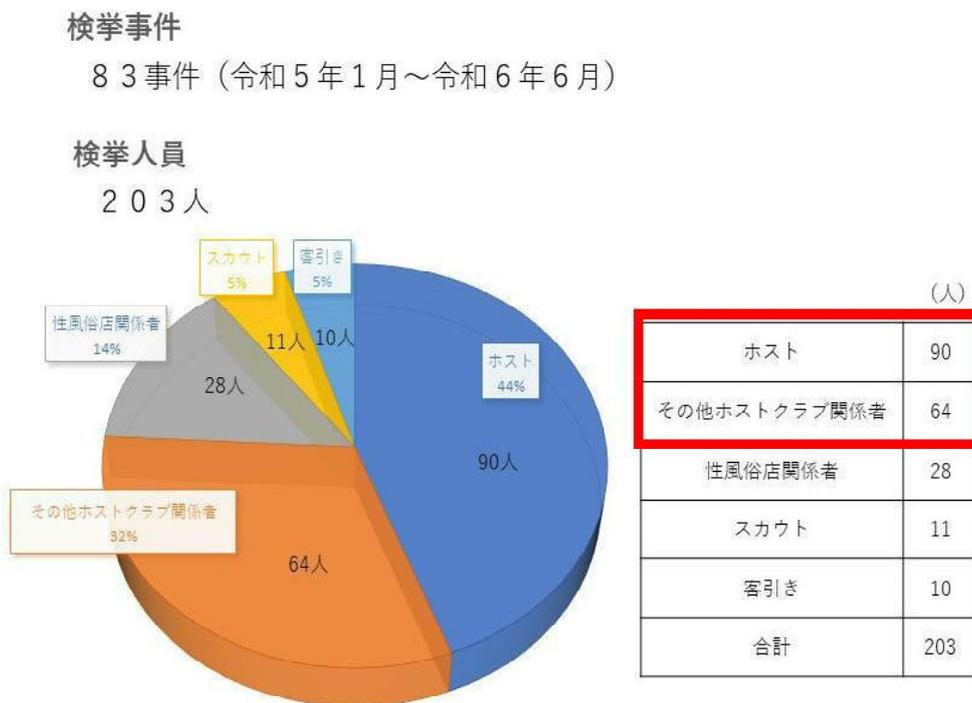
警察庁の調査によれば、悪質ホストクラブに係る検挙事件は、令和5年1月から令和6年6月までの間で、83事件である。

また、同期間における検挙人員は203人であり、このうち、

- ホスト (90人)
- その他ホストクラブ関係者 (店長等、自らは接待を行っているわけではないもののホストクラブに従事する者) (64人)

が大半を占めている。

【図6】 悪質ホストクラブに係る検挙事件・検挙人員



※ ホストが女性客に売春をさせるなどホストクラブの利用料金を背景として女性客に関して行われた事案や、無許可営業、20歳未満の者への酒類等提供等悪質な営業が行われた事案を計上。

※ ホストクラブ関係者のほか、女性客が職業紹介された性風俗店の関係者等事案に密接に関与していた者も計上。

② 検挙事例

- 売掛金を回収するため、女性客の父親を脅して支払を要求したホストクラブ経営者を恐喝未遂等で検挙。(令和5年10月、香川県警)
- 違法な客引きを受けた者を、客としてホストクラブ店内に立ち入らせたホストをぼったくり条例違反で検挙。(令和5年11月、警視庁)
- ホストクラブにおいて、クレジットカード決済をする意図を秘して、女性客からクレジットカードを騙し取ったホストを詐欺罪で検挙。(令和5年12月、兵庫県警)
- メンズコンセプトBARと称して無許可でホストクラブのような接待をしていたことから、風営適正化法違反で検挙。(令和6年1月、大阪府警)

- 未収金の返済に必要な金銭を稼がせる目的で、女性客をデリバリーヘルス従業員に紹介したホストクラブ従業員を職業安定法（昭和22年法律第141号）違反（公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での職業紹介）で検挙。また、ホストクラブ従業員から紹介された女性客に対し、デリバリーヘルスの従業員になるよう募集したデリバリーヘルス経営者についても同違反で検挙。（令和6年1月、愛知県警）
- 女性客に対し、滞納していた飲食代金の支払をさせる目的で、売春をするための客待ちをさせ、スマートフォンのGPSアプリで同女性の位置情報を監視していたホストを強要罪で検挙。（令和6年1月、警視庁）
- 悪質なマニュアルを基に、女性客を性風俗店に紹介したホストクラブ店長及びホストを職業安定法違反（公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での職業紹介）で検挙。（令和6年2月、宮城県警）
- 売掛金に関するトラブルの相談がなされていた店舗について、無許可でホストクラブのような接待をしていたことから、風営適正化法違反で検挙。（令和6年2月、福岡県警）
- 女性客に対し、売掛金の支払をさせる目的で、個人番号カード等を取り上げる等して、心理的圧迫を加えて困惑させ売春をさせようとしたホストクラブ従業員を売春防止法（昭和31年法律第118号）違反で検挙。（令和6年3月、警視庁）
- 18歳未満の女性に知人名義の身分証明書を渡し、客としてホストクラブ店内に立ち入らせたホストを風営適正化法違反で検挙。（令和6年3月、警視庁）
- メンズコンセプトカフェと称して無許可でホストクラブのような接待をした上、20歳未満の女性と知りながら客に酒類を提供していたことから、風営適正化法違反で検挙。（令和6年5月、警視庁）
- 売掛金を回収するため、女性客を性風俗店に紹介したホスト及びスカウトを職業安定法違反（公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での職業紹介）で検挙。（令和6年6月、警視庁）
- 売春する場所を業として提供したメンズエステ経営者を売春防止法違反で検挙。また、売春を行っていた当該メンズエステで女性客が得た報酬を、その情を知らずシャンパン代金の名目で受け取ったメンズコンセプトカフェ店長を組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）違反（犯罪収益等收受）で検挙。（令和6年8月、警視庁）

(3) 行政処分の実態

① 風営適正化法の規定

都道府県公安委員会は、風俗営業者又はその代理人等が当該営業に関し法令等の規定に違反した場合において著しく善良の風俗を害するなどするおそれがあると認めるとき等には、当該風俗営業者に対し、指示処分、当該風俗営業の許可の取消し又は営業停止命令といった行政処分を行うことができることとされている（風営適正化法第25条及び第26条）。

② 行政処分事例

- 歩行中の女性を客引きしたホストを風営適正化法違反で検挙。

当該ホストによる客引きが、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、ホストクラブの営業者に対し、3か月間の営業停止を命じたもの。（令和6年1月、北海道公安委員会）

- 当時ホストであった被疑者が、ホストクラブでの売掛金の返済名目で女性客に現金を要求し、スカウトを介し、ソープランド従業員に紹介して売春をさせたもの。被疑者らを売春防止法違反、職業安定法違反等で検挙。

当該ホストによる売春防止法違反行為が、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、ホストクラブの営業者に対し、風俗営業許可の取消しを行ったもの。（令和6年5月、東京都公安委員会）

第3 規制の方向性

本検討会においては、悪質ホストクラブの規制等の在り方を検討するに当たり、以上のような現状を踏まえ、主に次の論点について議論を行った。

- | |
|--------------------------|
| 1 風営適正化法上の規制の考え方（総論） |
| 2 売掛金、立替金等の蓄積の防止策 |
| 3 売掛金、立替金等の悪質な取立ての防止策 |
| 4 売春、性風俗店勤務等のあっせんへの対応 |
| 5 悪質な営業を営む者への制裁やその排除の在り方 |

本項は、各論点について、委員からの主な意見に触れつつ、規制の方向性をまとめたものである。

1 風営適正化法上の規制の考え方（総論）

(1) 現状（図2参照）

風営適正化法では、第12条から第21条までに、風俗営業者の遵守事項が規定されている。規定内容は、料金の表示義務（第17条）、接客従業者に対する拘束的行為の規制（第18条の2）等である。風俗営業者が遵守事項に違反した場合には、行政処分の対象となる（第25条及び第26条）。

また、第22条及び第23条には、風俗営業を営む者の禁止行為が規定されている。規定内容は、客引きをすること（第22条第1項第1号）、営業所で18歳未満の者に客の接待をさせること（同項第3号）や18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（同項第5号）の禁止等である。禁止行為は、風俗営業を現に営んでいる者が、許可の有無にかかわらず、一律に禁止される行為を規定しており、違反があれば、行政処分だけでなく、直罰の対象となり得る（第25条、第26条、第50条第1項第4号、第52条第1号等）。

これらの規定はいずれも、ホストクラブ特有の規制とはなっていない。

(2) 議論

（主な意見）

- 規制の範囲に何らかの絞りを掛ける必要があるが、コンセプトカフェといった業態もあり、ホストクラブに特化した形でルール化することは難しいのではないか。
- 1号営業から悪質ホストクラブを切り出して定義して規制するよりも、行為や手段に着目した規制とした方がやりやすいのではないか。
- 高額料金の支払の請求自体を法律で縛ってしまうと、クラブやキャバクラ等の風営適正化法上の1号営業全体に大変厳しい規制が及ぶことになってしまう。
- 規制する行為の内容については、ホストクラブ以外の業態であっても、こんな悪どいことはやってはいけないと合意が取れる内容にすれば、誰からも納得して

もらえるようなものになる。

- 風営適正化法の遵守事項と禁止行為の中にどういうものを取り込んでいくかという議論が必要。その論点の一つは、入口の売掛金・立替金、高額を使わせて借金漬けにするということをどうやって止めるか、もう一つは、高い借金を負わせて、それをネタにして売春等に追い込むというのをどうやってやめさせるか、という二点がある。
- 風営適正化法の改正について、性的搾取という人権侵害の性質を踏まえることが必要である。国際基準である人身取引議定書との整合性の観点から、風営適正化法が規制すべき行為や債務負担をさせるという意思形成に瑕疵があると判断される要素として、被害者の脆弱性に乗じることを明確に入れるべきではないか。
- 店と、その店で働く個人事業主のホストの両方に効果のある法律上の規制を考えなければ、店は別のホストを連れてくるだけになってしまう。
- ホスト個人ではなく背後者に対する規制については、特定商取引法^{*3}での背後者規制といった立法例等を参考にしながら、行政処分の範囲を広げるということも考えられる。

以上のような議論を踏まえ、規制の考え方について、以下の共通認識が得られた。

【規制の考え方】

- 悪質ホストクラブの問題については、女性客に対して経済的な損害にとどまらず、精神的、身体的にも継続的に深刻な被害を及ぼすことから、厳格な規制を行う必要がある。
- ホストクラブに限定して規制するのは困難と考えられることから、規制する行為を、悪質ホストクラブ特有の悪質な行為や、他の業態であってもおよそ認められないような悪質な行為に限定することが適当である。
- もとより、営業に関する悪質な行為については、被害者の性別にかかわらず、規制することが適当である。
- 売掛金等の形で客を借金漬けにする段階と、借金を悪質に取り立てる段階に分けて規制の在り方を検討することが適当である。
- 風営適正化法では、従業員等が遵守事項や禁止行為に該当する行為を行った場合には、営業者に対して指示処分や営業停止命令等の行政処分を行うことができることを念頭に置き、悪質な行為に関する規制の在り方を検討する必要がある。

*3 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

2 売掛金、立替金等の蓄積の防止策

(1) 現状

昨今、悪質ホストクラブにおいては、初回に安い料金を謳って女性客を来店させ、女性客の社会経験の乏しさや担当ホストに対する恋愛感情等に付け込んで高額な注文をさせるなどして、多額の借金を負わせる営業手法が確立している。

そして、女性客は不当に高額な請求がなされた際、請求金額の内訳が示されていない上、戸惑いや不安感等から請求内容について確認や指摘ができず、支払に応じってしまうという問題がある。

悪質ホストクラブ事案が社会問題化する中で、自主的に売掛金の禁止を宣言するなどとしたホストクラブもあるが、実際には呼称を「売掛金」から「立替金」等に変更したにすぎず、悪質ホストクラブの上記営業スキームに実質的な改善は見られていないとの指摘もある。

(2) 議論

① 売掛金、立替金等を蓄積させる手法について

(主な意見)

- 悪質ホストクラブ等では、継続的に担当者がついてマインドコントロールしている事例が見受けられるので、関係性や継続性というのが一つのポイントになると思う。
- 20歳ぐらいの人が、訳も分からないで酒を無理やり飲まされて、その代金が非常に高額であるというところに問題がある。
- 若い子をターゲットにし、払えないことが分かっているながら飲食させて、借金漬けにして、売春あるいは性風俗に就かせて、そこから更に金を巻き上げるというルートを断ち切るための風営適正化法の改正が必要である。年齢で区切るのは難しいが、被害者の脆弱性、若年女性の社会経験の未熟さに付け込むような形で性搾取を行うというものに焦点を絞ることを出発点として議論すべき。

② 規制の対象とすべき行為及び規制上の留意点

(主な意見)

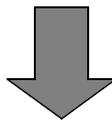
- 風営適正化法が規制すべき行為や債務負担をさせるという意思形成に瑕疵があると判断される要素として、被害者の脆弱性に乗じることを明確に入れるべきではないか。
- 営業者の義務として、接客従事者が顧客に対して、例えば心理的に支配し、あるいは脆弱性によってその反対の意思を表示することが難しい状況に乗じて債務を負担させてはならないといった条文を入れられるかだと思いが、心理的支配というところは、事実認定の際の実務上の課題になるだろう。
- 規制の範囲が広がりすぎないように、一歩踏み込んだ具体的な絞り方を検討すべきである。

- 売掛金、立替金等の蓄積段階で規制されるべき対象の行為となるのは、社会経験が乏しいこと、その恋愛感情に乗じて支払困難な飲食、遊興させること等になると思う。
- 料金に関する虚偽説明や恋愛感情に付け込んで女性を依存させる行為等に着眼した規制は納得を得られると思う。
- 恋愛感情に付け込んで女性を依存させる行為を規制する場合、恋愛の自由との関係で、規制の必要性、合理性、規制を裏付ける立法事実がないと憲法との関係で問題がある。そこで、依存させて高額な遊興、飲食をさせる行為のように、恋愛の自由それ自体を規制するのではなく、恋愛に絡む悪質な行為に着眼した形の規制にする必要がある。
- 20歳ぐらいの人が、訳も分からないで酒を無理やり飲まされて、その代金が非常に高額であるというところに問題がある。(再掲)
- ぼったくり防止条例で規制している行為を風営適正化法で規制していくのか、条例に委ねるべきかも論点となる。様々な法令違反を行政規制に接合させて店舗の営業を規制することもできるのではないか。

以上のような議論を踏まえ、規制の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【規制の方向性】

- 悪質ホストクラブの問題については、売春や性風俗店での稼働等を行わせれば、高額の代金でも回収できることを前提に営業しているところに悪質性がある。
- 女性客の恋愛感情等に付け込んで飲食をさせるなどし、女性客が支払うことがおよそ困難な額の債務を負わせるという実態があることを踏まえ、ホストと客の関係性等に着目し、規制すべき行為の内容を具体化した上で、行為類型ごとに規制することが考えられる。



- 売掛金、立替金等の蓄積に関して規制すべき行為としては、以下のものが考えられる。
 - ① 料金に関する虚偽説明
 - ② 恋愛感情等に付け込んで客を依存させて高額な飲食等をさせるなどする行為
 - ③ 客が正常な判断ができない状態で高額な飲食等をさせる行為
- 規制の範囲が過度に広がらないよう、規制対象行為が明確なものとなるよう、慎重に検討する必要がある。
- 客が酔った状態で注文をさせること等の行為を一律に規制するのではなく、一定の要件を付し、真に悪質な行為に限って規制する必要がある。

3 売掛金、立替金等の悪質な取立ての防止策

(1) 現状

売掛金、立替金等が蓄積し、女性客が支払えない場合、悪質ホストクラブのホストは未収金を回収するため、関係を有するスカウトのあっせんを通じて女性客に性風俗店勤務や売春（海外売春を含む。）、いわゆるアダルトビデオへの出演等を求める場合がある。

また、女性客を性風俗店等にあっせんしたスカウトや、女性客の担当ホストは、いわゆるスカウトバックとして得た収益から、性風俗店での稼働等を通じて女性客が得た収入額を把握しており、担当ホストはそこから女性客がホストクラブで更に支払うことができる金額を推測し、より多額の売掛金等を蓄積させている実態がある。

(2) 議論

① 売掛金、立替金等を取り立てる手法について

(主な意見)

- 料金の取立て規制について、困惑させたり、畏怖させたり、それから心理的支配の状況に乗じて、性産業に従事しなければ取立てを免れる方法がないと思わせるとか、その支払のためにその有害業務への従事を示唆するといったようなことを条文化することがあり得るのではないか。
- ホストクラブの売掛金について、誰の誰に対する未収金なのか、誰が誰に対して請求しているのかが分からない。誰に対してどういう商品、役務をどれぐらいの料金で提供しているのかを明確にしていかないと、その後の法的処理にも影響があるのではないか。
- 売掛金等の取立て規制について、誰の誰に対する売掛金等に対して規制を掛けるのかを、条文にする際は漏れがないようにする必要がある。
- 店舗の女性客に対する債権をホストが立て替えることで、債権を売掛金に変換して、ホストがこれを取り立てるとするのは、債権管理回収業に近い行為と言えるが、これは非弁行為にならないのだろうか。そもそも、債権の売掛金への変換とその取立てを許容することを前提とした規定振りだと、非弁行為を国が認めていることになってしまうのではないか。

② 規制の対象とすべき行為及び規制上の留意点

(主な意見)

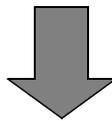
- 料金の取立て規制について、困惑させたり、畏怖させたり、それから心理的支配の状況に乗じて、性産業に従事しなければ取立てを免れる方法がないと思わせるとか、その支払のためにその有害業務への従事を示唆するといったようなことを条文化することがあり得るのではないか。(再掲)
- 心理的支配を受け、又は脆弱性によって反対の意思を表示することが難しい状況に乗じて債務を負担させられた者を、客に接する業務に従事させること自体を性風俗店の禁止行為として規定することが考えられる。

- ぼったくり防止条例で規制している行為を風営適正化法で規制していくのか、条例に委ねるべきかも論点となる。様々な法令違反を行政規制に接合させて店舗の営業を規制することもできるのではないか。(再掲)
- 店と、その店で働く個人事業主のホストの両方に効果のある法律上の規制を考えなければ、店は別のホストを連れてくるだけになってしまう。(再掲)
- 取立て段階で、ネットに個人情報を流すと言って脅す事例もあったが、こうした行為を規制する際に「個人情報を漏洩する」と書くと、具体的に何を漏洩し、どういう脅し方をすることを規制するのか、不明確ではないか。個人情報保護法^{*4}上の個人情報には、他の情報と容易に照合でき、その結果、個人を特定できるという容易照合情報も含まれているので、検討が必要である。

以上のような議論を踏まえ、規制の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【規制の方向性】

- 売掛金、立替金といった債権の名目のいかんを問わず、現行法令で対応できていない料金の支払等に関する取立てに際しての悪質な行為を規制することが考えられる。
- 悪質な取立ては、「支払を免れる方法がない」と思い込んでいる女性客の心理的状态に乗じて行われる場合が多いという点を考慮することが適当である。



- 売掛金、立替金等の取立てに関して規制すべき行為としては、以下のものが考えられる。
 - ① 売掛金等の取立てに際して、例えば「支払わなければ実家に行く」等と威迫する行為
 - ② 売掛金等の支払のために、客を困惑させたり、畏怖させたりするなどして、売春等の違法行為や性風俗店での稼働等を求める行為
- 実際の事案で確実な事実認定が可能となるよう、規制対象行為が明確なものとなるよう、慎重に検討する必要がある。

*4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

4 売春、性風俗店勤務等のあっせんへの対応

(1) 現状

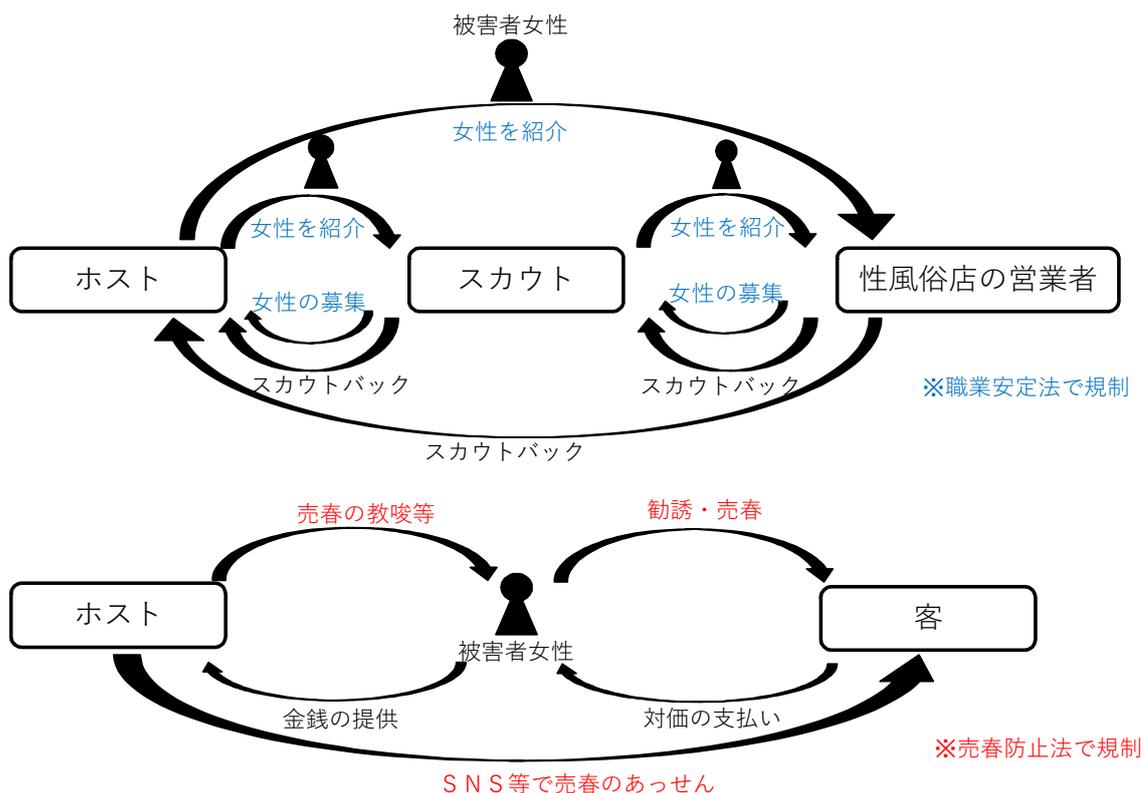
悪質ホストクラブのホストが、女性客に売掛金、立替金等の回収のため性風俗店で働くことを要求し、スカウトが当該女性客を性風俗店にあっせんした場合において、性風俗店側がスカウト側に対し、当該女性客が業務に従事することで得た売上げの中から、紹介に係る対価を支払う、いわゆるスカウトバックが行われている状況が見られる。また、スカウト側からホストに対してもスカウトバックの一部が支払われ、ホストは女性客が性風俗店での稼働で得た収入から売掛金、立替金等を回収するだけでなく、スカウトバックによる利益を得ている場合もある。

そもそもスカウトが、売掛金等の回収のために、女性客に、売春や性風俗店勤務等の業務をあっせんした場合は職業安定法違反となるが、実態としてスカウトバックが横行することで、

- 性風俗店はスカウトに対しスカウトバックを支払うため、女性に対して売上げを伸ばすよう求める
- 性風俗店での稼働の対価からスカウトバック分が差し引かれることで女性の手取り分が少なくなる
- ホストは、スカウトバックとして得た金額から逆算して女性客の性風俗店での売上金を把握し、ホストクラブでの売掛金、立替金等を更に蓄積させる
- 女性客の借金がより一層高額となり、ますます売春や性風俗店での稼働等をせざるを得ない状況に追い込まれる

といった悪循環が発生しており、こうしたスカウトバックの慣行にも対応が必要となっている。

【図7】 売春、性風俗店等へのあっせんの仕組み



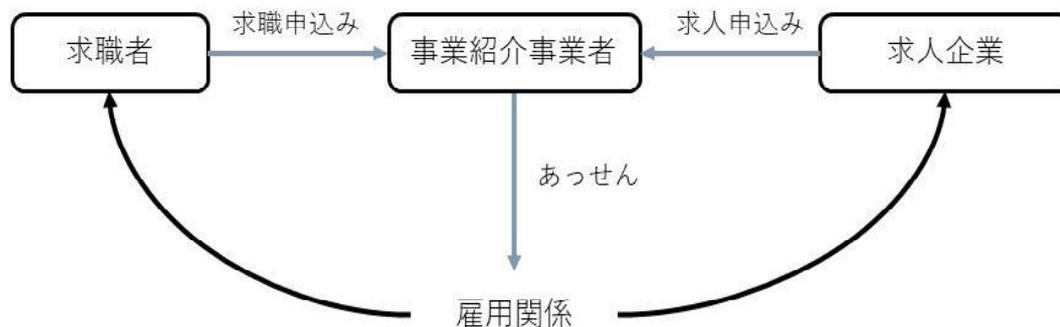
【図8】 職業安定法における職業紹介等の規制

○職業安定法（昭和22年法律第141号）

第六十三条

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。



※ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務とは、社会共同生活において衛生上他人に危害を与えるような業務又は社会共同生活上守られるべき道徳を害する業務を指す。（厚生労働省HPより引用）

※ 有害業務の紹介を受けることに係る直接の罰則はない。

(2) 議論

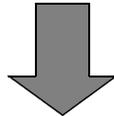
(主な意見)

- 風営適正化法上、スカウトバックについて、性風俗店の禁止行為として、仲介業者等に対して対価を支払って紹介を受けてはならないといった条項を設けることは、実効性の問題はあるが、おそらく可能なのではないか。
- スカウトバックの流れを通じて、女性客の個人情報に関係者に共有され活用されているというのは、問題があると思う。
- 心理的支配を受け、又は脆弱性によって反対の意思を表示することが難しい状況に乗じて債務を負担させられた者を、客に接する業務に従事させること自体を性風俗店の禁止行為として規定することが考えられる。また、組織的犯罪処罰法的前提犯罪に、この禁止行為を規定することにより、ホスト及び両罰規定によりホストクラブに対して、組織的犯罪処罰法下での刑罰の適用が可能になるのではないかと考える。現在、売春防止法の規制対象とならない事案や、複数のスカウトの介在により具体的なあっせん行為が解明できず、職業安定法での対処ができないような事案において実益があると思う。

以上のような議論を踏まえ、規制の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【規制の方向性】

- スカウトの介在等によって、ホストクラブの客の性風俗店での就労や違法な売春が助長されることを未然に防止するため、性風俗店を営む者への規制としていわゆるスカウトバック行為に対する規制が必要である。



- 性風俗店を営む者が、スカウト等から求職者の紹介を受けた場合において、紹介料等として対価を支払うことを規制することが考えられる。

5 悪質な営業を営む者の処罰やその排除の在り方

(1) 現状

① 悪質な営業を営む者の処罰について

風営適正化法における罰則は、第49条から第57条までに規定されているが、その法定刑は、最も重い第49条（風俗営業の無許可営業等）でも、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科となっている。

第56条の両罰規定は、法人の従業者等が、当該法人等の営業に関し、第49条等の罰則に規定された違反行為をしたときは、行為者（当該従業者等）を罰するほか、当該法人にも当該罰則の罰金刑を科すこととされている。すなわち、この場合の法人に科される罰金刑についても、その上限は200万円に留まることとなる。

しかし、これらの罰則が適用された事例の中には、ホストクラブを含め、違反行為を行っていた営業所の売上額が数億円から十数億円にも上るようなものが多数含まれ、風営適正化法における罰則が十分とは言い難い。

【図9】風営適正化法違反の検挙事例

【風営適正化法違反の検挙事例①】

○ 事例1

- ・ 単なる従業員を経営者と偽り、風俗営業の許可を取得してキャバクラを約2年間営んだもの
- ・ 実質的な経営者を無許可営業で、従業員を名義貸して検挙（平成31年3月、神奈川県警）

○ 事例2

- ・ 事例1と同様の違反形態でキャバクラを約2年間営んだもの
- ・ 実質的な経営者を無許可営業で、従業員を名義貸して検挙（令和3年5月、警視庁）

○ 事例3

- ・ 風俗営業の許可を取得せずにホストクラブを約1年間営んだもの
- ・ 経営者を無許可営業で検挙（令和6年5月、警視庁）

○ 事例4

- ・ 営業禁止地域内において店舗型性風俗特殊営業を約1年間営んだもの
- ・ 経営者を店舗型性風俗特殊営業の禁止地域営業で検挙（令和5年6月、神奈川県警）

○ 事例5

- ・ 事例4と同様の違反形態で約2年間営んだもの
- ・ 経営者を店舗型性風俗特殊営業の禁止地域営業で検挙（令和4年6月、大阪府警）



各事例の売上げは約9,000万～約10億円（1か月当たり約900万～7,500万円）

（※ いずれの事例も第49条の罰則（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科）が適用）

【風営適正化法違反の検挙事例②】

○ 事例1

- ・ 特定遊興飲食店営業の許可（法人名義）しか取得せず、風俗営業（キャバクラ）を約半年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも無許可営業で検挙（令和6年2月、愛知県警）

○ 事例2

- ・ 事例1と同様の違反形態で風俗営業を約1年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも無許可営業で検挙（令和6年1月、愛知県警）

○ 事例3

- ・ 営業禁止区域内において、店舗型性風俗特殊営業を約3年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも店舗型性風俗特殊営業の禁止区域営業で検挙（令和2年2月、大阪府警）

○ 事例4

- ・ 風俗営業の許可（法人名義）を取得しているのみで、営業禁止地域内において店舗型性風俗特殊営業を約4年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも店舗型性風俗特殊営業の禁止区域営業で検挙（令和元年10月、奈良県警）



各事例の売上げは約3億2,000万～約16億9,000万円
（1か月当たり約700万～2億1,100万円）

〔※ いずれの事例も法人の代表者の違反行為により、両罰規定（行為者・法人とも罰金刑は200万円以下）が適用〕

② 悪質な営業を営む者の排除について

風俗営業の許可申請があったときは、都道府県公安委員会がその内容を審査し、風営適正化法第4条に列挙された許可の基準を充足する場合に限って許可をすることとされている。許可の基準のうち、人的欠格事由としては、

- 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は一定の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わるなどした日から起算して5年を経過しない者
 - 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者
 - 第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - 風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分決定の日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
 - 法人でその役員のうち人的欠格事由に該当する者があるもの
- 等が規定されている（風営適正化法第4条第1項）。

また、許可後にこうした人的欠格事由に抵触することが判明したときは、許可を取り消すことができることとされている（風営適正化法第8条第2号）。

しかし、こうした制度の潜脱を企図する悪質なホストクラブの事例が散見されており、例えば、

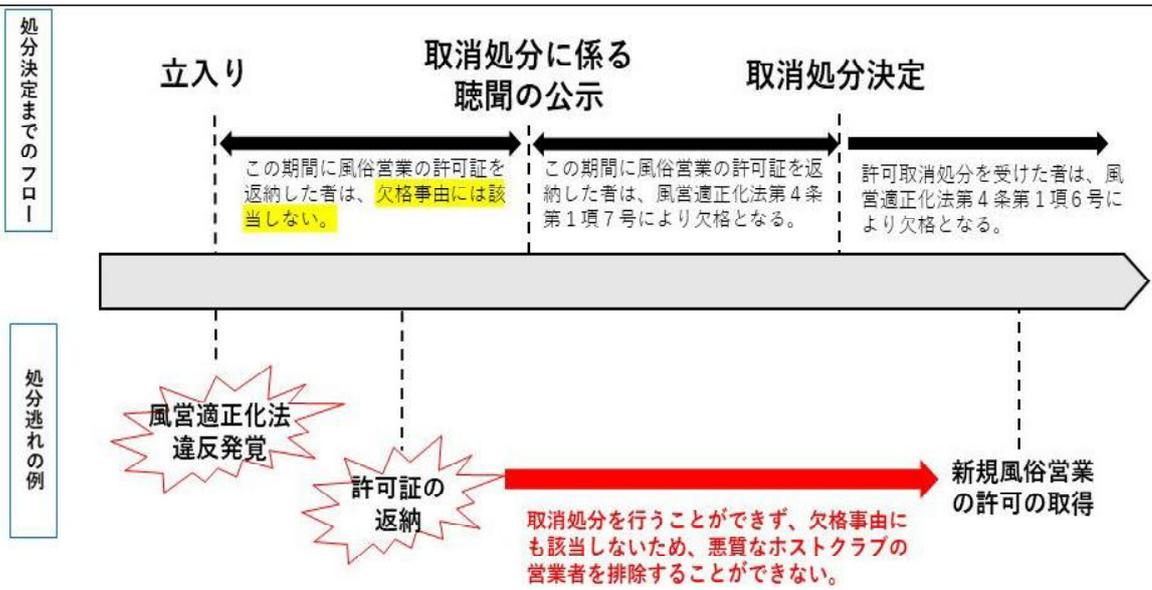
- 立入りを受けた際に風営適正化法違反の事実が発覚したものの、取消処分に係る聴聞の公示前に許可証を返納することで、人的欠格事由の該当を免れ、新規の風俗営業の許可を取得できてしまう
- グループ経営の実態が認められる複数の風俗営業店のうち1店舗が許可取消

処分を受けたとしても、その事実をもってグループ内の他店舗までもが許可取消処分の対象とはならない

- いわゆる暴力的不法行為者が風俗営業の経営に実質的な支配力を及ぼすなどしていても、暴力的不法行為者が許可名義人や許可名義法人の役員となっていなければ、許可取消処分の対象とはならない

といった実態がみられるところである。

【図10】 聴聞公示前の許可証返納による許可取消処分逃れ

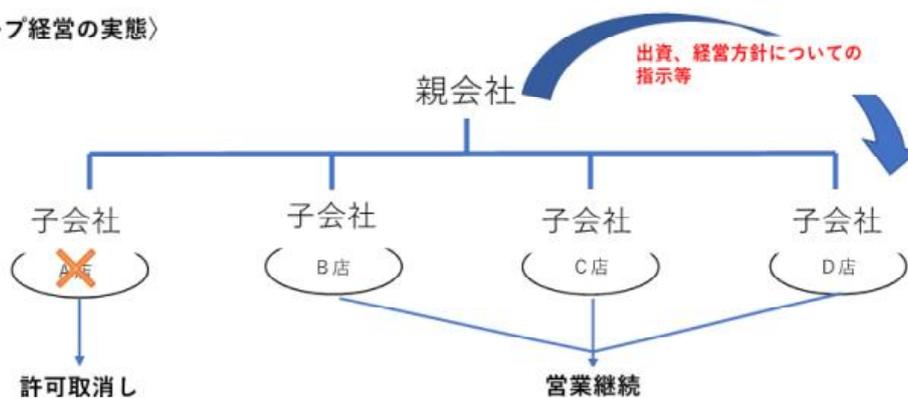


〈事例〉

ホストクラブへの立入りを実施したところ、承認を受けることなく、客席を囲う透明ガラス板に不透明のシートを貼付して営業所の内部を仕切るための設備等を設けるなどしており、無承認構造変更で取消処分手続を進めていたが、聴聞の公示前に許可証が返納された。

【図11】 グループ営業による許可取消処分逃れ

〈グループ経営の実態〉



〈事例〉

- ・ 会長と称する人物が経営する親会社の下で、複数の法人等がそれぞれ許可を取得して風俗営業を営む、いわゆるグループ経営を行うホストクラブのうち複数の店舗で、無承認構造変更や二十歳未満の者への酒類提供等、様々な風営適正化法違反行為が敢行されていた。

(2) 議論

① 悪質な営業を営む者の処罰について

(主な意見)

- 現行の風営適正化法第49条で規定されている200万円以下の罰金というのは、ホストクラブの一晩の売上げにもならないような金額であり、何の威嚇力もなく、何の抑止力にもならないため、法定刑の引上げの検討が必要である。
- 法定刑の引上げの立法例としては、両罰規定における法人の罰金刑が数十万から1億円に引き上げられた個人情報保護法の例があり、参考になるのではないか。
- 悪質ホストクラブに対し、200万円以下の罰金は余りに低い。ただし、罰則自体は、「〇〇円以下」という規定ではあるものの、ホストクラブ以外の個人経営の小規模な店舗にも適用され得ることには留意が必要である。
- 現行の組織的犯罪処罰法において、風営適正化法上の罪は無許可営業のみが犯罪収益の前提犯罪となっている。その他の風営適正化法第49条に違反する一定の行為についても、前提犯罪に該当するよう、法定刑を引き上げる必要性がないか、風俗営業の適正化に及ぼす影響の大きさ等を加味して、検討する必要がある。
- 法人重科については経済事犯でも多くの例があるが、違法行為が大規模かつ組織的に行われ、その行為に悪質性があること、莫大な利益の取得、多数の被害者の発生が考慮される。悪質ホストクラブにおいても、このような状況がうかがわれることから、個人と切り離して、法人をより重く処罰する必要があるのではないか。
- 個人事業主についても風営適正化法上の「従業者」として両罰規定の対象となるのかどうか解釈を明確にすべき^{*4}。

② 悪質な営業を営む者の排除について

(主な意見)

- 例えば、税理士法^{*5}に、許可証返納後においても許可の取消相当であれば、行政処分の対象になり得るとの規定があり、参考となるのではないか。

*4 風営適正化法第56条の両罰規定では、法人の代表者、法人又は人の「代理人、使用人その他の従業者」が、法人又は人の営業に関し、一定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科することとされている。「代理人、使用人その他の従業者」には、風俗営業者から風俗営業の業務の一部の委託を受けた者を含むと解されている（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年6月27日付け警察庁丙保発第7号ほか）別添、56頁）。したがって、ホストクラブと雇用関係になく、ホストクラブ（風俗営業者）から接客業務の委託を受けているにすぎない、いわゆる個人事業主たるホストについても、「代理人、使用人その他の従業者」に該当し、こうした者が当該ホストクラブの営業に関し一定の違反行為をした場合も、両罰規定の適用対象となるものと解される。

*5 税理士法（昭和26年法律第237号）

- 営業所への立入り後、すぐに廃業された場合、更なる立入り等の行政調査を行うことができず、ひいては行政処分の是非を判定することが困難になるといった問題がある。国家公務員法^{*6}の懲戒規定が離職制限を設けているのも参考となるのではないか。
- 様々な立法例があることから、風営適正化法に適した規定を検討する必要がある。
- グループ営業等による許可取消処分逃れについて、海上運送法^{*7}や警備業法^{*8}にあるような、出資や経営を通じて事業を実質的に支配する者が許可取消処分を受けた場合についての欠格要件を設けることで解決できるのではないか。
- ホストクラブの実情として、出資の記録を登記に載るような形で残すことは少ないため、ホストクラブの事業を実質的に支配する者を書面のみから把握するのは困難な場合があると思うが、その他の対外的に公表された情報等を参照して案外容易に事実認定を行うことができる場合もあると思う。
- 暴力団関係者の排除については、風俗営業の許可申請時に、暴力団との関わりがないことを誓約する書類の作成・添付を義務付けるといった方法も考えられる。

*6 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

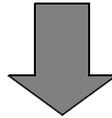
*7 海上運送法（昭和24年法律第187号）

*8 警備業法（昭和47年法律第117号）

以上のような議論を踏まえ、規制の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【規制の方向性】

- 無許可営業等により悪質な店舗が得ている莫大な売上額からすると、現行の風営適正化法における罰則の抑止効果は不十分である。
- 許可取消処分逃れを企図する者や悪質な営業を実質的に営む者を排除することができるよう、様々な立法例を参考としながら、風営適正化法に適した規制を検討する必要がある。



- 無許可営業等をしようとする者に対し、他法令の罰則との均衡も考慮しつつ、「これほど重い刑罰を科せられるリスクを負ってまで無許可営業等をするのは割に合わない」と思わせる程度にまで罰則を強化すべき。
- 次の場合を欠格事由に追加するなどして、悪質な営業を営む者を排除することが考えられる。
 - ① 許可取消処分に係る聴聞の公示前に風俗営業の許可証を返納することで処分逃れをしようとした場合
 - ② 許可を受けようとする法人の関連法人等、事業に重大な影響を与える密接関係者が、許可取消処分を受けた場合
 - ③ 暴力団等が経営に実質的な支配力を及ぼしている場合
- 「許可を受けようとする法人の関連法人」や「事業に重大な影響を与える密接関係者」を欠格事由とするのであれば、欠格事由に該当することについての事実認定が可能となるよう、要件の明確性にも配慮しつつ、慎重に検討する必要がある。

上記1～5の議論を踏まえた、悪質ホストクラブに対する風営適正化法上の規制の在り方を整理すると以下のとおりである。

【図12】 本報告書の概要（悪質ホストクラブに対する風営適正化法上の規制の在り方）

悪質ホストクラブ対策に関する報告書（概要） 令和6年12月

背景

- いわゆるホストクラブの女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負わされ、その支払のために国内外での売春や性風俗店での稼働等を要求される事案が発生、社会問題化
- ➡ 「悪質ホストクラブ対策検討会」において、被害者団体等からのヒアリングも実施しつつ、風営適正化法の改正を含めた対策の在り方を検討
(令和6年7月～12月に5回の検討会を開催)

規制の考え方

- 規制対象をホストクラブに限定するのは困難と考えられることから、借金の「蓄積」と「取立て」の段階に分けて、悪質ホストクラブ特有の行為や、他の業態であってもおよそ認められないような行為を規制すべき
- スカウト等の介在によって、ホストクラブの客の性風俗店での就労が助長されることを未然に防止すべき
- 悪質営業に対する罰則の強化やその排除を進めるべき

規制の方向性

1. 売掛金、立替金等の蓄積の防止策

- | | |
|---------|---|
| 規制すべき行為 | <ul style="list-style-type: none"> ① 料金に関する虚偽説明 ② 恋愛感情等に付け込んで客を依存させて高額な飲食等をさせるなどする行為 ③ 客が正常な判断ができない状態で高額な飲食等をさせる行為 |
|---------|---|

2. 売掛金、立替金等の悪質な取立ての防止策

- | | |
|---------|---|
| 規制すべき行為 | <ul style="list-style-type: none"> ① 売掛金等の取立てに際し、例えば「支払わなければ実家に行く」等と威迫する行為 ② 売掛金等の支払のために、客を困惑させたり、畏怖させたりするなどして、売春等の違法行為や性風俗店での稼働等を求める行為 |
|---------|---|

3. 売春、性風俗店勤務等のあっせんへの対応

- | | |
|---------|---|
| 規制すべき行為 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 性風俗店を営む者が、スカウト等から求職者の紹介を受けた場合において、対価を支払う行為（いわゆるスカウトバック） |
|---------|---|

4. 悪質な営業を営む者の処罰やその排除の在り方

- | | |
|---------|--|
| 処罰 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 他法令との均衡も考慮しつつ、「これほど重い罰則を科せられるリスクを負ってまで無許可営業等をするのは割に合わない」と思わせる程度にまで罰則を強化 |
| 欠格事由の追加 | <ul style="list-style-type: none"> ① 許可取消処分に係る聴聞の公示前に風俗営業の許可証を返納することで、処分逃れをしようとした場合 ② グループ店等の密接な関係にある他の店舗が許可取消処分を受けた場合 ③ 暴力団等が経営に実質的な支配力を及ぼしている場合 |

6 その他の問題

(主な意見)

- ホストクラブの看板やアドトラックの規制、また、客引きについて、風営適正化法だけの問題ではなく、条例も含め他の規制と全体で考えていかないといけない。
- 個人事業主として働くホストにも、遵法意識の向上のために必要な講習を受講させることはできないか。
- 末端のホストを取り締まるだけでは足りず、その背後の犯罪組織や経営者等を捉えていかなければならない。
- 若い女性がホストクラブに入って多額の借金を負うきっかけとして、既にホスト店に出入りしている大学生の同級生から誘われるというのもあるということだが、若い女性がSNSやマッチングアプリをきっかけに店に入ってくるということも問題である。これらは店が関与しない一個人としてのホストとの出会いの場であるとのことだが、このように女性を勧誘する行為は、ある意味、女性に多額の債務を負わせるための予備的な行為だとも言え、何らかの対策を講じることはできないか。
- 風営適正化法の目的の一つに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止というものがある。未成年ではないが、若年であるとか社会経験がないということに乗じて、しかも、ホストが営業の目的を秘して近づくという行為は問題である。
- 関係団体からの話を聞くと、恐らく風営適正化法あるいは警察だけの対応では多分無理で、職業安定法や課税といった色々なことを考えなければ、実効的な対策を執ることはできないだろう。
- ホストの雇用関係やフリーランス新法^{*9}との関係について、整理がなされることが望ましい。
- 税金の支払を逃れているホストも多くいるのではないかと。ホストクラブが今増えているのは、儲かるからである。スカウトバックを含め、ホストやホストクラブが得ている利益を精査する必要がある。
- ホストはホストクラブ等に雇用されているのではなく業務委託契約を締結している場合が多いということだが、国税の調査があっても業務委託では実態が把握しづらいのではないかと。
- ホストクラブは、プライバシーポリシーを掲げていないと思うが、そうすると、ホストが他のホストに女性客の稼働先の相談をすることは、個人情報目的外利用に当たり、個人情報保護法上違反であり、さらに、女性客の個人情報をスカウト、つまり、店の外に出すことは、当該個人情報がデータベース化される等により個人データとなっている場合には個人データの第三者提供に当たり、これも違法なので、個人情報保護委員会による行政処分も考えられるのではないかと。
- 民事上の問題であれば、法テラスに対応してもらうような道筋を作ることの検討も必要である。
- 悪質ホストによる被害の実態を踏まえて、人身取引議定書に沿った人身取引の定

*9 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）

義とそれを禁止する法の制定も必要ではないか。

以上のような議論を踏まえ、今後採られるべき対策の方向性について、以下の共通認識が得られた。

【対策の方向性】

- 風俗環境の抜本的浄化や、ホスト・ホストクラブの法令遵守の徹底等に向けて、警察において、風営適正化法の運用見直し、客引きの取締り等「入口」での対策、両罰規定の適用等によるホスト個人のみならず店側も含めた更なる責任追及、悪質ホストクラブのみならずその背後に存在する犯罪グループ等への厳正な取締り、関係機関との連携の強化を一層推進する必要がある。
- 悪質ホストクラブ問題をめぐっては、風営適正化法に基づく規制、取締りのみならず、関係機関相互で緊密に連携の上、被害予防、被害者支援等を含めた多角的な取組を一層推進する必要がある。

第4 おわりに

本検討会では、悪質ホストクラブをめぐる犯罪被害の実態や、現行の風営適正化法では対応が困難とされる実際の相談事例等を踏まえ、論点ごとの規制の方向性をまとめたところである。

今後、警察庁において、引き続き、あらゆる法令を駆使して悪質ホストクラブを厳しく取り締まるとともに、本報告書の内容を踏まえ、風営適正化法の改正をはじめとする新たな諸対策について、可及的速やかに、実効的な措置が講じられることを期待する。

最後に、本検討会は、被害者支援団体等のヒアリングを基に行われたこれまでの精力的な議論や本報告書が悪質ホストクラブによる被害の根絶につながり、我が国の風俗環境全体の浄化に資することを心から願うものである。

参考資料 1 悪質ホストクラブ対策検討会 委員名簿

【有識者委員】

座長	山田 洋	一橋大学名誉教授
委員	伊藤 素近	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
	大島 義則	弁護士・専修大学法科大学院教授
	大村 恵実	弁護士
	北川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授

(敬称略、委員は五十音順)

【警察庁出席者】

生活安全局長	檜垣 重臣
長官官房審議官（生活安全局担当）	和田 薫（第1回） 土屋 暁胤（第2・3回） 大濱 健志（第4・5回）
生活安全局保安課長	永山 貴大

参考資料2 悪質ホストクラブ対策検討会 開催状況

第1回 令和6年7月31日（水）

- 関係団体からの説明
 - ・ 特定非営利活動法人レスキュー・ハブ
 - ・ 特定非営利活動法人ぱっぷす
 - ・ 歌舞伎町商店街振興組合
- 自由討議

第2回 令和6年8月30日（金）

- 関係団体からの説明
 - ・ 一般社団法人青母連
 - ・ 歌舞伎町商店街振興組合
- 関係省庁からの説明
 - ・ 厚生労働省職業安定局需給調整事業課
 - ・ 厚生労働省社会・援護局総務課
- 自由討議

第3回 令和6年9月26日（木）

- 中間報告取りまとめ
- 関係省庁からの説明
 - ・ 消費者庁消費者制度課
- 自由討議

第4回 令和6年12月4日（水）

- 自由討議

第5回 令和6年12月16日（月）

- 報告書取りまとめ